

政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年11月5日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程（昭和51年岩手県選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程 (閲覧の場所及び時間)</p> <p>第1条 政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第20条の2第2項の規定に基づく報告書、書面又は政治資金監査報告書（以下「収支報告閲覧対象文書」という。）のうち選挙管理委員会（以下「委員会」という。）において受理したものの閲覧は、<u>委員会</u>の事務局において執務時間中にしなければならない。</p> <p>(閲覧上の注意)</p> <p>第2条 収支報告閲覧対象文書は、前条の閲覧場所以外に持ち出すことができない。</p> <p>2 収支報告閲覧対象文書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(交付請求の手続)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(交付請求に対する措置)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(交付の期限)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(交付の期限の特例)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(閲覧又は交付請求をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第7条 委員会は、閲覧又は交付請求をしようとする者が容易かつ的確に閲覧又は交付請求をすることができるよう、<u>委員会</u>が保有する収支報告閲覧対象文書の特定に資する情報の提供その他閲覧又は交付請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書及び<u>少額領収書等の写し</u>の閲覧及び写しの交付に関する規程 (閲覧の場所及び時間)</p> <p>第1条 政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第20条の2第2項の規定に基づく<u>同項</u>の報告書、書面又は政治資金監査報告書（以下「収支報告閲覧対象文書」という。）の閲覧及び<u>法第19条の16第15項の規定による同条第1項に規定する少額領収書等の写し</u>（以下「<u>少額領収書等の写し</u>」という。）の閲覧は、<u>選挙管理委員会</u>（以下「委員会」という。）の事務局において執務時間中にしなければならない。</p> <p>(閲覧上の注意)</p> <p>第2条 <u>収支報告閲覧対象文書及び少額領収書等の写し</u>は、前条の閲覧場所以外に持ち出すことができない。</p> <p>2 <u>収支報告閲覧対象文書及び少額領収書等の写し</u>は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(<u>収支報告閲覧対象文書</u>の交付請求の手続)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(<u>収支報告閲覧対象文書</u>の交付請求に対する措置)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(<u>収支報告閲覧対象文書</u>の交付の期限)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(<u>収支報告閲覧対象文書</u>の交付の期限の特例)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(閲覧又は交付請求をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第7条 委員会は、閲覧又は交付請求をしようとする者が容易かつ的確に<u>閲覧又は交付請求をしようとする者が容易かつ的確に閲覧又は交付請求をしようとする者が容易かつ的確に閲覧又は交付請求をしようとする者が容易かつ的確に</u>閲覧又は交付請求をすることができるよう、<u>収支報告閲覧対象文書及び少額領収書等の写し</u>の特定に資する情報の提供その他閲覧又は交付請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じなければならない。</p>

(実施状況の公表)

第9条 委員会は、毎年度、委員会における収支報告閲覧対象文書の写しの交付についての実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

別表 (第8条関係)

区 分	金 額
1 乾式の複写機により用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付	収支報告閲覧対象文書1枚につき10円
2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付	フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき40円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額
3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき80円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額
4 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき170円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額

(実施状況の公表)

第9条 委員会は、毎年度、委員会における収支報告閲覧対象文書及び少額領収書等の写しの写しの交付についての実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

別表 (第8条関係)

区 分	金 額
1 乾式の複写機により用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付	収支報告閲覧対象文書又は少額領収書等の写し1枚につき10円
2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付	フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき40円に収支報告閲覧対象文書又は少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額
3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき80円に収支報告閲覧対象文書又は少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額
4 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき170円に収支報告閲覧対象文書又は少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、平成22年11月5日から施行する。